

### 住宅用省エネルギー設備等設置費の補助

住宅用省エネルギー設備等を設置した方に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。対象の方は申請してください。

▶申込締切=令和2年3月4日(水)※市役所閉庁日を除く  
※予算額に達次第締切

▶対象

- ・太陽光発電システム (最大出力1kWあたり2万円。上限9万円)
  - ・定置用リチウムイオン蓄電システム (上限10万円)
- ①一定の要件を満たした太陽光発電システム等を設置した住宅(市内の区域内の住宅であって、居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅を含み、賃貸住宅・集合住宅を除く)に自ら居住し、市の住民基本台帳に記録されていること。  
②対象となる太陽光発電システムの設置工事に係る着工日が、平成31年4月1日以降であること(太陽光発電システム等の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること)。  
③世帯全員が市税を滞納していないこと。

※そのほかにも要件がありますので、必ず申請前に確認してください。

▶申請方法=太陽光発電システム等の設置後に、所定の交付申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請してください。※郵送での受付不可。

詳細は問い合わせください。

☎ 〇地域づくり課環境対策班

☎0475(70)0386

### 野焼きをしてはいけません

「近所でごみを燃やして、煙が目やのどが痛い」「洗濯物が干せない」「小さな子どもがいて、ぜんそくが心配」等の苦情が寄せられています。

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは法律で禁止されています。

ドラム缶を用いて燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたり、

たりすることも野焼きにあたりません。

芝焼き、おたき上げ、軽微なたき火、農林漁業等の運営上やむを得ない場合など、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙、灰等が悪臭や大気汚染(PM2.5など)の原因となるため、他人の迷惑にならないようしなければなりません。

### ごみの出し方に注意

家庭から排出されるごみについて、市民の皆さんから、「指定されたごみ袋に入れないで置かれている」「分別されていないごみが置かれている」といった、ごみ出しのルール・マナー違反に関する相談が多く寄せられます。

ごみを出すときは、近所の方から迷惑とならないよう、ごみ出しのルールを守りましょう。なお、ごみは必ず収集日の朝8時までに集積所に出してください。収集後に出されたごみは収集できませんので、協力をお願いします。

☎ 〇地域づくり課環境対策班  
☎0475(70)0386

### 光化学スモッグ注意報等の発令とPM2.5高濃度時の注意喚起について

県では、光化学スモッグやPM2.5の発生に伴う被害を防止するため、オキシダント濃度やPM2.5濃度が高濃度となった場合の大気汚染緊急時対策を実施しています。

光化学スモッグ注意報等の発令やPM2.5高濃度時の注意喚起があった場合は、防災行政無線でお知らせしますので、①外出を控える②窓を閉めて外気を入れない③屋外での激しい運動は避けるなどを心掛けてください。

☎ 〇県庁環境生活部テレホンサービス

☎043(223)0551



### 道路上の動物の死骸について

野焼きを原因とした火災や苦情が多く発生しています。良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにお願いします。

道路上にある動物の死骸については、発見場所により、連絡先が異なります。連絡の際は、詳しい場所(地番や道路のどちら側等)、死骸の種類、特徴(色や状況、犬の場合には首輪の有無)などを伝えてください。私有地や私道の場合は、土地の管理者の責任で処理してください(県や市では処理できません)。

### ◆連絡先

▼国道・県道 山武土木事務所  
☎0475(54)1132  
※夜間・休日 ☎0475(54)1133

▼市道 〇地域づくり課環境対策班  
☎0475(70)0386  
※夜間・休日 ☎0475(70)0386

### 空き地の雑草は定期的に除去を

空き地に雑草が茂っていると、周囲の景観を損なう上、やぶ蚊やハエなどの害虫の発生源になったり、ごみの不法投棄を招いたりして、周辺に住んでいる皆さんに迷惑が掛かります。

また、歩道や車道に雑草がはみ出すと、人や自転車、車の通行の妨げとなり危険です。これから夏にかけて、雑草が伸びやすくなるので、空き地を所有・管理されている方は、定期的に草刈りなどを行いましょう。

☎ 〇地域づくり課環境対策班

☎0475(70)0386

### 森林の立木を伐採するときは届け出を

千葉県では、森林法に基づき地域森林計画を策定し、森林整備や保全に関する基本事項と整備等の対象となる森林(地域森林計画対象民有林)を定めています。

地域森林計画対象民有林の範囲内で、立木を伐採する場合は、伐採を開始する90日前から30日前までに市役所に「伐採及び伐採後の造林の届出」をする必要があります。

### 農地の出し手を募集

規模を拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。

希望する受け手がいる場合も相談ください。

農業からのリタイアを考慮している、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念し、高収益作物等へ転換するなどの理由により、貸したい農地がある方は、農地のある市町村または、(公社)千葉県園芸協会(農地中間管理機構(以下機構)に相談ください。機構が農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いは機構が行います。

希望する受け手がいる場合も相談ください。

地域森林計画対象民有林の範囲内で、立木を伐採する場合は、伐採を開始する90日前から30日前までに市役所に「伐採及び伐採後の造林の届出」をする必要があります。

樹木の育成のための除伐や竹林の伐採は、届出不要です。民有林の範囲や届出書類など、詳細は問い合わせください。なお、民有林の範囲は、千葉県のホームページ(ちば情報マップ)でも確認することができます。

☎ 〇地域づくり課環境対策班  
☎0475(70)0393

☎ 〇地域づくり課環境対策班  
☎0475(70)0345

### 市内の放射線量測定結果

放射線量1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(測定高1m)が放射性物質の除染を必要とする国の基準です。

大気(7月3日、5日測定)

単位:マイクロシーベルト/時

| 測定場所    | 測定高1m | 測定高50cm | 測定場所  | 測定高1m | 測定高50cm |
|---------|-------|---------|-------|-------|---------|
| 季美の森小学校 | 0.04  | 0.04    | 増穂中学校 | 0.04  | 0.04    |
| 大網小学校   | 0.05  | 0.04    | 白里中学校 | 0.05  | 0.05    |
| 大網東小学校  | 0.04  | 0.04    | 白里保育所 | 0.04  | 0.04    |
| 瑞穂小学校   | 0.05  | 0.05    | 増穂保育所 | 0.04  | 0.03    |
| 増穂小学校   | 0.05  | 0.05    | 大網幼稚園 | 0.04  | 0.05    |
| 増穂北小学校  | 0.07  | 0.08    | 瑞穂幼稚園 | 0.05  | 0.05    |
| 白里小学校   | 0.06  | 0.07    | 増穂幼稚園 | 0.04  | 0.04    |
| 大網中学校   | 0.05  | 0.05    | 白里幼稚園 | 0.04  | 0.05    |

☎ 〇地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386

## 回覧板に掲載する広告を募集します。

市内の自治会で使用する回覧板(約3年使用)を2,000部作成します。これに伴い、回覧板に掲載する広告を募集します。

- 発行部数: 2,000部(市内全域に配布) ■使用期間: おおむね3年
- 発行年月: 令和元年11月予定
- 募集期間: 令和元年9月30日まで(先着順)
- 寸法・掲載料:

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1枚 (100mm×52mm)   | 63,000円(税込)  |
| 2枚縦 (100mm×110mm) | 124,000円(//) |
| 2枚横 (204mm×52mm)  | 124,000円(//) |
| 4枚 (204mm×110mm)  | 220,000円(//) |
| 表紙枠 (204mm×52mm)  | 250,000円(//) |

- 問合せ: 地域づくり課 市民協働推進班 ☎0475-70-0342
- 申込み: 委託業者(有)サイシン広告 ☎0494-24-3995

